

共同船舶株式会社沿革【2019年8月1日現在】

1987年11月5日	商業捕鯨の一時停止にともない、共同船舶株式会社（本社：千代田区霞が関）が、日本共同捕鯨株式会社より営業、船舶を譲り受け、鯨類資源調査事業への貸船会社として創設される
1988年1月27日	共同船舶株式会社の前身である日本共同捕鯨株式会社が正式に解散する
1987年12月23日	第一次南極海鯨類捕獲調査（JARPA）を開始する
1988年4月	本社を東京都中央区東日本橋へ移転する（東日本橋グリーンビル）
1994年6月30日	第一次北西太平洋鯨類捕獲調査（JARPN）を開始する
2000年6月9日	第二期北西太平洋鯨類捕獲調査（JARPNⅡ）を開始する
2001年10月	本社を東京都中央区豊海町へ移転する（豊海振興ビル）
2005年11月8日	第二期南極海鯨類捕獲調査（JARPAⅡ）を開始する
2006年6月28日	民間企業の株主4社が申し出て、5つの財団法人（公益財団法人漁船海難遺児育英会、公益財団法人下関海洋科学アカデミー、一般財団法人全日本海員福祉センター、一般財団法人農林水産奨励会、一般財団法人日本鯨類研究所）に株式を無償譲渡する
2014年3月31日	国際司法裁判所（ICJ）は、「南極における捕鯨」訴訟で日本政府に対し、今後第二期南極海鯨類捕獲調査への許可発給を控えるよう判示する
2014年4月18日	農林水産大臣は、ICJ判決を受け、今後とも国際法及び科学的根拠に基づき、鯨類資源管理に不可欠な科学的情報を収集するための鯨類捕獲調査を継続し、商業捕鯨の再開を目指す基本方針を堅持する旨談話として発表する
2015年1月8日	捕獲を伴わない南極海鯨類目視調査を実施する（～同年3月28日帰港）
2014年12月19日	当社と日本鯨類研究所が、シーシェパード（SSCS）による妨害の差し止めを米国ワシントン州連邦地方裁判所に求めている裁判で、米国第九巡回裁判所は差止命令に違反したSSCSに対し、法定侮辱罪として255万ドル（約3億円）の賠償を命じる
2015年12月1日	新南極海鯨類科学調査（NEWREP-A）を開始する
2016年3月24日	販売子会社の共同販売株式会社を設立、同年10月1日より事業を開始する
2017年3月21日	共同販売株式会社が事務所を神田に移転する
2017年6月23日	鯨類科学調査の安定的かつ継続的な実施を国の責務と定めた「商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律」が公布、施行される
2017年8月23日	SSCSによる妨害の差し止めを求めている裁判で、SSCS及びポール・ワトソン側との間で調停合意に至り、米国ワシントン州連邦地方裁判所に申し立てを行うことで、妨害の永久差止に至る
2017年6月14日	沖合域で新北西太平洋鯨類科学調査（NEWREP-NP）を開始する
2018年12月25日	日本政府は、商業捕鯨の再開と国際捕鯨取締条約からの脱退を決定、翌日官房長官場が公表する
2019年3月1日	共同販売株式会社が事務所を当社本社内へ移転し、事務所統合する
2019年7月1日	商業捕鯨の再開にともない、母船式捕鯨を担う日新丸船団が山口県下関港を出港する
2019年8月1日	販売子会社の共同販売株式会社を解散、当社の営業部門として吸収合併し、事業統合する